

## 法の解釈と利益衡量的思考方法(4)

関  
哲  
夫

### 目次

#### 一 本稿の課題

(一) 第一の課題

(二) 第二の課題

#### 二 法解釈論争

(一) 背景

(二) 法解釈論争の論点

(三) 各論者の見解——「第一世代」の論争内容——

(以上、(三)の5まで東亜大学・研究論叢二二卷二号四三頁以下)

(四) 小括

#### 三 刑法の解釈

(一) 法解釈論争への不関与

(以上、東亜大学・研究論叢二二卷一号四七頁以下)

(二) 各論者の見解——刑法解釈の「特殊性」の検討——

(以上、東亜大学・研究論叢二三卷一号二頁以下)

## (三) 小括

- 1 はじめに
- 2 各論者の見解の考察
- 3 若干の検討

(以上、本号)

## 三 刑法の解釈(承前)

## (三) 小括

## 1 はじめに

法解釈論争における論争点について積極的に論評し、あるいは、法解釈論争を意識しながら刑法解釈の方法論を考究した刑法学者(刑事法学者)の見解をみると、法解釈が主観的・主体的な価値判断であることを認めながらも、罪刑法定主義から派生する厳格解釈の要請、類推禁止の要請は否定しがたいとして、そこに刑法解釈の「特殊性」を看取しようとする傾向がある一方で、法解釈が主観的・主体的な価値判断であることを正面から認めて、刑法の解釈と他の法分野における解釈との共通性・同質性を積極的に承認し、むしろ、刑法解釈の主観性を克服する解釈方法論を探索しようという傾向があることに気づく。ただ、これら二つの傾向の間には、論者により、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を重視するその程度に相違がみられる。

以下では、法解釈論争における論争点について積極的に論評した刑法学者(刑事法学者)、あるいは、法解釈論争を意識しながら刑法解釈の方法論を考究した刑法学者(刑事法学者)の見解を、刑法の解釈における「厳格解釈の要

請、類推禁止の要請」と「目的論的解釈、実質的解釈」との調和という観点からその内容を要約して特徴を摘示し、刑法解釈の「特殊性」を考察してみたい。

## 2 各論者の見解の考察

## (1) 中武靖夫氏の見解の考察

① 要約 中武靖夫氏の見解は、以下のように要約できよう。すなわち、法解釈は価値体系の闘争であり、結局は、法解釈者の依って立つ価値体系に規定されながら、複数存在する価値体系の中から選択するところの主体的選択である。換言すれば、法解釈は、立法者の価値判断の論理的定着である法規範を手がかりとして、具体的事件に適用される具体的法を創造する主体的・実践的な価値判断であり、それゆえ、法解釈の主観性を否定することはできない。しかし、立法者や法解釈者は、歴史的社會を分析し、新しく芽生えた社会的価値観を理解し、古い価値観を省察し、自らの価値判断が全法秩序の発展の中で占める位置を見通すなど、「巨視的判断」が必要であるとともに、具体的紛争の即時的な解決にあたっては、現在の法秩序の範囲内での具体的妥当性・目的合理性をもつ「微視的判断」も要求されるのであり、法的実践においては、常に巨視的判断と微視的判断との調和・統一を目指す努力を怠ってはいならないのである<sup>(1)</sup>。

② 特徴 このような中武靖夫氏の見解は、明らかに、法解釈論争における論争点を正面から受け止めたものである。言い換えれば、中武靖夫氏は、法解釈論争において論議された、法解釈の性質、法解釈の複数性、法解釈の客観性・正当性、および法解釈の主観性への対応という論争点を自らの課題として受け止め、自説を開陳しているのである。氏は、法解釈の性質に関し、法の解釈は具体的事件を規律する具体的価値判断の定立であり、具体的法の

創造、主体的・実践的な価値判断であり、したがって、法解釈の主観性は否定できないとする。また、法解釈の複数性に関しては、客観的に唯一の正しい法解釈というものは考えられず、同一の法規をめぐって複数の解釈の可能性があると、これを肯定する。そして、法解釈の客観性・正当性および法解釈の主観性への対応に関しては、「巨視的判断」と「微視的判断」との統一・調和が「法的実践における法解釈者の課題」として志向されていることが注目される。この点は、家永三郎氏の提起した「歴史的進歩の方向」・「歴史の発展の方向」<sup>(2)</sup>を受容するとともに、渡辺洋三氏の「微視的視角と巨視的視角との結合」<sup>(3)</sup>に賛意を示すものである。

こうした中武靖夫氏の見解は、特定の法分野における法解釈を念頭においたものではなく、法解釈一般に共通するものとして開陳されている。すなわち、中武靖夫氏の見解にあっては、特定の法分野における法解釈をあえて取り上げなければならぬような「特殊性」はいずれの法分野においても存在せず、刑法の解釈も、他の法分野におけるそれと共通した性格を有していることが暗に承認されているともいえるのである。その意味で、中武靖夫氏にとっては、刑法解釈の「特殊性」について語るべきものは何もないということになろう。

## (2) 横山晃一郎氏の見解の考察

① 要約 横山晃一郎氏の見解は、以下のように要約できよう。すなわち、法解釈は、法規が制定当時もっていた客観的意味を踏まえつつ、現在の状況の中でそれがもつべき意味を確定する行為であり、それは、立法者の禁圧的評価、当罰的判断、立法技術・禁圧手段の選択に対する法解釈者の評価という「重畳的評価」である。<sup>(4)</sup>つまり、法解釈は主観的価値判断を含んだ行為である。そして、法の基本原理・具体的妥当性の追求を一時的にせよ価値として認める人々の間では、「正しい」法解釈という観念は成り立つ。しかも、具体的な解決法として示された法解釈の主張は、なお事実関係の妥当な処理を目指す仮説の提唱という一面を失わないため、その限りで「科学性」をもつこ

とができるのであり、極めて大まかな形あるいは消極的な形で、つまり、その仮説が権力的解釈にまで高められた場合に事象の処理にどの程度有効であるかという形で、その「正しさ」が判断されるのである。<sup>(5)</sup>

② 特徴 こうした横山晃一郎氏の論述は、刑法解釈の「特殊性」にウエイトを置いたものでないことは明らかである。その点で、横山晃一郎氏の論述においては、刑法解釈の「特殊性」に関する分析が明確でないことは否定できない。しかし、それは、氏が、刑法解釈の「特殊性」を分析することよりも、むしろ一方で、「法治主義」↓「罪刑法定主義」↓「法律要件の重視」↓「構成要件論」の系譜を強調して、あたかもすべての罪刑法定主義論、あらゆる構成要件論が人権擁護的であるかのような幻想が拡がった戦後刑法学界を批判的に検討し、刑法解釈の「特殊性」を法解釈論争への不参加の理由とすることの誤りを指摘するとともに、他方で、他の法分野における法解釈におけると同様、刑法の解釈においても、法解釈の実践的性格・主観的性格を承認したうえでそれを克服する解釈方法論を考察し、法解釈の「正しさ」・「科学性」を探求することに重点に置いていたためであろうと考えられる。

そうであれば、横山晃一郎氏が刑法解釈の「特殊性」を完全に拒絶し、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を否定しているとは早計であろう。たしかに、横山晃一郎氏は、罪刑法定主義に関する従来の通説に対する牧野英一氏の五つの批判のうち四点(①罪刑法定主義の自由主義思想の一面性および心理強制説の誤りが明らかになったこと、②刑罰法規の意味内容を明らかにする解釈が不可避であること、③文理解釈だけで刑罰法規の意味内容を明らかにすることはできないこと、④刑罰法規の意味内容は、立法者の意思に決定されるのではなく、裁判官および法律解釈者が、法文を手がかりに現下の社会に最もふさわしいものを選択するものであること)について、(そのような主張が一定の歴史的・社会的状況の中で果たす現実的役割を無視することはできないけれども)ほとんど万人にむかつて承認を迫る内容のものであったことを認めており、かつまた、氏自身、法解釈論争において論議された「主観的か

つ実践的な法解釈にいかにして客観性・正当性を付与するか」という論争点を自らにも課し、刑法解釈の「正しさ」・「科学性」を考究している。これらの点は、刑法の解釈が、他の法分野における解釈と共通性・同質性を有していることを前提として承認するものである。しかし、そうであっても、横山晃一郎氏が刑法解釈の「特殊性」を完全に拒絶していると評することはできない。というのは、横山晃一郎氏は、「憲法↓罪刑法定主義↓类推解釈の禁止」という図式を誤りであるとしていないこと、通説に対する牧野英一氏の五つの批判のうちの第五の点(⑤)罪刑法定主義による厳格解釈の要請、类推禁止の要請は、個人の自由の保護のみを絶対視して刑法の目的とするもので、正当でないこと)については賛意を示していないこと、また、「解釈という行為との関連で类推禁止の意味を問い、どうしたら类推禁止のスローガンのもとに達成しようとしている目的が達成できるか」を究明することが重要であると指摘していること、さらに、罪刑法定主義が強調され、类推解釈に反感の寄せられる刑法の分野では、法文の文理に反しあるいはそれに含まれない法解釈は「正しくない」解釈とされるが、「正しさ」のこのような用語法は十分その正当性を主張する権利をもつことが論述されているからである。

### (3) 阿部純二氏の見解の考察

① 要約 阿部純二氏の見解は、以下のように要約できよう。すなわち、法の解釈とは、一般的命題たる法律から具体的事件の解決に利用し得る具体的・個別的な法命題をひき出すことであり、それは法の適用のための不可欠の前提である。そして、法解釈は解釈者の価値判断を含み、主観が混入することは避けがたいけれども、法治国原理は、一方において法適用者の恣意を抑え、他方において法の適用を受ける者に行動の予測可能性を確保するために、法律解釈の「客観性」、法律適用の「客観性」を要求するのである。<sup>(7)</sup>この法解釈の「客観性」は、「対象における客観性」、「結論における客観性」および「方法における客観性」に分けて考察することができる。「対象における客観性」

とは、認識対象が認識主体の主観から離れた客観的存在であること、すなわち、法解釈でいえば、法律のテキスト・言語的表現によって定着された法命題が認識主体の主観から分離して存在することを意味する。次に、「結論における客観性」とは、正当性・妥当性を直接の目標としてなされた解釈上の諸提案が、いかにして、どの程度、客観性・真理性を持ち得るかを問うものであり、この点に関しては、法解釈上の結論は、「規範命題を対象とした規範的言明」であり、対応説の真理観ではなく合意説の真理観に立つならば、その真理性も肯定される可能性がある。さらに、「方法における客観性」に関しては、学問的に論議可能な解釈上の結論を選び出すという限定された範囲ではあるが、適切な方法によってコントロールされ、導かれた法解釈の結論は、ある程度の客観性を有するのであり、そのための解釈方法論として、①予備的作業(法文の文理的・論理的意味理解、学説・判例の分析、立法者意思・立法事情の調査、比較法的考察)、②実質的価値判断(目的論的解釈)および③結論の吟味(明確性、具体的事案への適用可能性、解釈者の学問的体系ないし他の解釈上の諸提案との整合性、すでにある程度確立した具体的法命題との調和可能性等)の三段階の解釈基準が考えられる。そして、こうした検討を経て導かれる結論は、「正しさ」(相当性)を目指して相互に討論が行われ、その「正しさ」が一般的に承認されたときに、高度の客観性を有する。すなわち、法解釈上の結論は一定の解釈方法に従って導かれたときに一定の「客観性」が担保されるが、さらに、その後の討論によって「正しさ」が一般的に承認されることにより高度の「客観性」を獲得することになるのである。<sup>(8)</sup>と。

② 特徴 このような阿部純二氏の見解は、刑法解釈の「特殊性」をきわめて縮減した見解であり、その意味で、厳格解釈の要請、类推禁止の要請を相対化した見解ということができよう。たしかに、阿部純二氏は、法解釈論争における論争点を意識しながら、分析の対象を「刑法の解釈」ないし「刑法解釈の特殊性」に限定しておらず、あくまでも「法の解釈」一般の意義を検討している。しかも、阿部純二氏は、「文理解釈や論理解釈から導かれる結

論は大てい一義的ではなく、そのいずれが正しいかを決めるには実質的、価値的考慮を経る必要がある<sup>(9)</sup>として、目的論的解釈、実質的解釈の重要性を指摘するとともに、通説が行う「言葉の可能な意味」という限界設定は「どのようにも考えることができるので、一線を画する基準としては役に立たない」<sup>(10)</sup>こと、そして、「目的論的な拡張解釈と類推解釈は推論形式において本質的な差はな」く、「類推解釈も反対解釈も単なる解釈方法にすぎないのであって、重要なのは解釈によって得られた結論の正しさ(妥当性)である」<sup>(11)</sup>ことを指摘している。これらは、阿部純二氏が、刑法解釈と他の法分野における解釈との共通性・同質性を積極的に承認するものであり、かつ、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を減弱させていることを意味するのである。しかしながら、阿部純二氏は、「刑法においては、罪刑法定主義があるので、処罰のためには必ず法律上の根拠を要する。その意味で刑罰法規は当然に裁判官に対する拘束力を有する」<sup>(12)</sup>し、類推解釈においても、「当然、個別法規の目的、法全体の目的……による制約がはたらくかぎり、類推による語義の拡張が無限に広がることはあり得ない。目的を考慮しても類似性を発見し得ない場合がやはり法律の欠缺として残るのである」<sup>(13)</sup>ことも指摘している。また、「法律の拘束力としては、すべての解釈上の結論は法規に根拠を有すべきこと、ないしは結論が法規から引き出されたことが十分に理由づけらるべきこと、という意味でしか考えられない」<sup>(14)</sup>のであり、したがって、「法律の欠缺があっても慣習法や条理による補充を許さないということもまた罪刑法定主義の要求するところと考えられ」るのであり、「法規にまったく根拠を有しない、自由な法発見(Freie Rechtsfindung)は許されない」<sup>(15)</sup>とも論述している。すなわち、阿部純二氏は、きわめて縮減された範囲ではあるけれども、罪刑法定主義による厳格解釈の要請、類推禁止の要請を承認し、刑法解釈の「特殊性」を肯定していると解することができるのである。

なお、阿部純二氏が、法解釈の「客観性」について、「法解釈は主観的なものだといわれながら、学説の間で絶えず討論が行なわれ、相互の批判によって全体としての進歩発展が見られるという現象をどう理解すべきかが私の年来の疑問であった」<sup>(16)</sup>が、「法解釈上の結論は一定の方法にしたがって導かれたときに一定の客観性が担保されるが、さらにその後の討論によって『正しさ』が一般的に承認されることにより高度の客観性を獲得することになる」<sup>(17)</sup>と論述している点は、いわゆる批判的合理主義を想起させるものとして注目される。

#### (4) 町野朔氏の見解の考察

① 要約 町野朔氏の見解は、以下のように要約できよう。すなわち、刑法の解釈も法律の解釈であり、現行法の具体的意味内容を妥当なものに確定する作業である点では、他の法解釈の場合と異なるところはない。しかし、刑法の解釈は、刑法は刑罰を用いて犯罪を抑止するとともに、不当な刑罰権の行使から国民を保護するという、罪刑法定主義、適正処罰の原則という人権保護の原理を考慮しつつ行われなければならない点で、他の法解釈と異なった様相を呈する<sup>(18)</sup>。すなわち、刑法の解釈は目的論的に行われなければならないが、特に罪刑法定主義の堅持によって恣意的な刑罰権の行使から国民を保護するという目的は最優先されなければならないから、法の文理を超えて行為の処罰を導く解釈は認められない<sup>(19)</sup>。たしかに、拡張解釈と類推解釈との間には論理上は明確な相違が存在するが、具体的な結論が拡張解釈として刑法上許容される範囲内か、それとも類推解釈によって初めて正当化されるものかは、多くの場合、明確に区別できるわけではなく流動的であり、国民の予測可能性を侵害するか否かを、拡張解釈の実質的な限界とせざるをえない<sup>(20)</sup>。すなわち、「刑罰法規の文言を、その日常的・自然的な意味から若干なりとも逸脱して解釈すればそれを侵害するところまではいえないとしても、その言葉について国民の予測の及ばない逸脱した解釈は、絶対的に許容しえない」のであり、その場合、注意しなければならないのは、「国民の当罰性の意識と、法文の意味についての国民の予測可能性とは別の問題である」<sup>(21)</sup>ということである。そして、解釈のもたらす利益・不利益が合理的に

バランスがとれており、それを法規の解釈として根拠付ける方法も論理的であることが、妥当な、説得力のある解釈の条件となるのである<sup>(22)</sup>、と。

② 特徴 町野朔氏の見解にあっては、刑法の解釈も「現行法の具体的意味内容を妥当なものに確定する作業」であるとして、他の法解釈との共通性・同質性が承認されるとともに、刑法の目的が他の法分野のそれと相違するため、刑法解釈の「様相・あり方」が他の法解釈のそれと異なることが指摘されている点が注目される。すなわち、町野朔氏は、刑法の解釈も、その本質において他の法分野における法解釈と同じであるが、その目的が相違するゆえに、他の法分野における法解釈と異なった様相・あり方を呈するのであるとする。つまり、刑法解釈の「特殊性」を、解釈作業の「本質・内実」ではなく、解釈作業の「様相・あり方」に看取するのである。そして、刑法解釈の「様相・あり方」を規定する「刑法の目的」として、一方で「刑罰を用いた犯罪の抑止」を、他方で罪刑法定主義、適正処罰の原則という「人権保護の原則」を摘示するのである。

また、町野朔氏の場合、「厳格解釈の要請、類推禁止の要請」と「目的論的解釈、実質的解釈」との関係について明確な構造が提示されている点が注目される。すなわち、「国民の権利保護の最優先↓罪刑法定主義の堅持↓厳格解釈の要請、類推禁止の要請の重視↓拡張解釈の限界としての国民の予測可能性↓文理解釈・体系的解釈・主観的解釈の枠内における目的論的解釈、実質的解釈」という解釈構造が明確に提示されているのである。

さらに、町野朔氏が、法解釈の「客観的正当性」ではなく、「妥当性・説得力」について論述している点が注目される。すなわち、氏によると、法解釈においては、自然科学の命題におけるような意味での「客観的正当性の基準」は存在せず、ただ「妥当な」解釈という意味で、「ある解釈が合理的なものとして人に受け入れられる説得力」に程度の相違が存するにすぎない。その「解釈の説得力は、当該解釈の理由付け、そこから解釈を導く論理、解釈の及ぼ

す波及的効果、などの諸要素が合わさって生ずるもの<sup>(24)</sup>であり、目的論的解釈においても、法解釈のもたらす利益・不利益のバランスが合理的にとれており、それを法規の解釈として根拠づける方法も論理的であることが「妥当な解釈」、説得力ある解釈の条件なのである<sup>(25)</sup>。この点は、町野朔氏が、解釈の客観的正当性・客観的妥当性を判断する基準の存在を否定する主観説ないし価値相対主義に立脚していることを窺わせるものである。

#### (5) 前田雅英氏の見解の考察

① 要約 前田雅英氏の見解は、以下のように要約できよう。すなわち、刑罰法規も、用いられる文言に不明確な部分が残らざるを得ず、具体的な適用に際して裁判官の解釈による補充が必要であって、「謙抑的」・「厳格」というバイアスはつくものの、基本的には民法などと同様、「目的論的解釈」は必須である<sup>(26)</sup>。また、解釈の許容範囲の判断には、「法文の言葉の本来の意味(核心部分)からの距離」と「処罰の必要性」との衡量が必要である。さらに、この判断を容易にするには、(1)誰もがその概念から想定する内容(核心部分)と、(2)その概念にそのような内容を盛り込むことが、一般人には想定しがたい周縁部分と、(3)その中間部分に分け、(2)については構成要件該当性を否定し、(1)については、原則として構成要件該当性を認めた上で、例外的に処罰を限定すべき事情(限定的合憲解釈なども含め)を吟味し、(3)については、正面から保護法益を論じて処罰の必要性を判断すべきであり、罪刑法定主義との関係で特に重要なものは、(2)の判断である<sup>(27)</sup>、と。

② 特徴 このような前田雅英氏の見解は、刑法解釈の「特殊性」を実質的に相対化した見解であり、その意味で、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を弱体化させる可能性を内含していることは否定できない。たしかに、前田雅英氏にあっても、刑法の「謙抑的解釈」・「厳格解釈」のバイアスが考慮されており、また、三つに分類した解釈部分のうちの周縁部分については、罪刑法定主義との関係で特に重要であることが指摘されている。その点で、前田

雅英氏の見解は、罪刑法定主義による厳格解釈の要請、類推禁止の要請を無視するものではない。しかし、前田雅英氏の見解の場合、右の三つの解釈部分は、「法文の言葉の本来の意味（核心部分）からの距離」と「処罰の必要性」との相関関係によりその許容性が判断されることになるため、それらの境界線は個々の具体的事情に応じて変動するものであるため、その三分類そのものがきわめて流動的・相対的な性格をもっているのである。しかも、前田雅英氏の見解においては、罪刑法定主義による厳格解釈の要請、類推禁止の要請は、解釈の「許容範囲」を判断する際の、重要ではあるが考慮要素の一つであるという位置づけが与えられているにすぎないのである。

また、前田雅英氏は、別の箇所でも、「社会通念としてその言葉の枠というのは大体線が引けていると考えるのですが、ちょっとはみ出してグレーがやや薄い所でも、保護法益の観点などから処罰の必要性が高く、国民が処罰を納得しうる場合には有罪にしてよいと考えるのです。国民の納得といっても、……感情的なものではなくて、冷静な国民の常識が受け入れてくれるのならば、グレーの限界的な部分まで処罰してもよい、というのが日本的な法文化ではないか。」と発言している。私見によれば、そもそも解釈部分として、「核心部分」・「周縁部分」のほかに、さらにこれらの「中間部分」を措定することには疑問を感じざるをえない。というのは、ある法解釈の結論が「核心部分」に属するのか、それとも「周縁部分」に属するのかを確定することができないから、それらの「中間部分」に配置しようとするのは、法解釈者の思考停止を露わにするものだからである。しかも、その「中間部分」に関する解釈の許容性を判断する際に、「正面から保護法益を論じて処罰の必要性を判断すべきである」とするのは、決して好ましい姿勢ではない。しかし、この点は一応措くとして、前田雅英氏の右の「グレーがやや薄い所」というのは、三分類の解釈部分でいうと、「核心部分」寄りの「中間部分」に属すると考えられる。この部分について、前田雅英氏は、「保護法益の観点などから処罰の必要性が高く、国民が処罰を納得しうる場合には有罪にしてよい」と論述する。このことか

らも明らかのように、氏の見解の場合、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を弱体化させる可能性が存するのである。

#### (6) 伊東研祐氏の見解の考察

① 要約 伊東研祐氏の見解は、以下のように要約できよう。すなわち、文理解釈・体系解釈は、規範的意味内実について複数の選択肢を示す機能しか有しないので、その中から選別して意味内実を確定し、解釈を成立させるためには、実質的・価値判断的な作業を客観的な基準にそって行う必要がある、その際の選別基準が、いわゆる規範目的との適合性等に求める目的論的解釈である。<sup>(31)</sup> この目的論的解釈を指導するのは、当該規範の目的（法益保護、社会倫理保護の観点）、当該規範を含む法典・法領域の目的（社会的利益・負担と関係者の個人的利益・負担の調和という観点）、および法秩序全体の目的（正義・衡平・法的安定性・実現可能性・実効性等の観点）<sup>(32)</sup>であり、その際、法解釈者は、その結論に至った序列・優劣判断、選択肢取捨の論理などを明らかにしながら、相互に批判的検証をし合うことによって、より「客観的な解釈」にしてゆくほかはない。その際、法解釈の直接的な論理的帰結の分析・比較対照、当該解釈と従前の解釈との連続性・断絶性、関連法規の体系・解釈に与える影響の考察、当該解釈の社会的効果・機能の分析を考慮すべきである。<sup>(33)</sup> また、目的論的解釈の立場からすれば、拡張解釈と類推解釈は質的に区別し得ないが、しかし、類推解釈という論理形式を禁圧すること自体のもつ法適用者への心理作用を重視するのであれば、類推解釈禁止説を放棄する必要はないのである。<sup>(34)</sup>と。

② 特徴 このように、伊東研祐氏の場合、解釈時点におけるテキスト自体から出発して刑法の規範的意味内容を確定するためには、まず「テキスト次元」での文理解釈・体系解釈を行い、次に、複数提示された解釈選択肢の中から選別するために、実質的な価値判断の作業である目的論的解釈が客観的な基準にそってなされる必要があると分析されている。つまり、伊東研祐氏の場合、まずテキスト自体から出発する文理解釈・体系解釈を行い、それに

より提示された複数の解釈選択肢を選別する解釈方法として目的論的解釈が位置づけられている点に特徴がある。たしかに、伊東研祐氏の見解の場合においても目的論的解釈が重要視されており、拡張解釈と類推解釈の共通性・同質性も承認されている。しかも、類推禁止の要請に対しては、単に「スローガン」としての意味しか与えられていない。このことからすると、伊東研祐氏の見解の場合、厳格解釈の要請、類推禁止の要請が相対化されていると解する余地もあろう。しかし、拡張解釈と類推解釈の共通性・同質性に関する氏の指摘は、文理解釈・体系解釈を経たうえでの、いわば目的論的解釈の次元での解釈方法論として分析されていることに注意する必要があるのである。

私見によれば、伊東研祐氏は、「形式的枠組みの中での実質的価値判断」という解釈構造を設定することによって、「厳格解釈の要請、類推禁止の要請」と「目的論的解釈、実質的解釈」との関係を解釈方法論の中に構造化したものと評することができよう。その意味で、氏の見解は、刑法解釈の「特殊性」を解釈手法として表現した見解ということもできよう。

(1) 中武靖夫「法解釈の主観性」阪大法学四〇〇四二号(一九六二年)六〇頁、八五〇八六頁参照。

(2) 家永三郎「教育の中立」と憲法との関連」法律時報二六卷四号(一九五四年)一六頁、家永三郎「歴史学と法律学」法律時報二七卷四号(一九五五年)三三〇三四頁参照。

(3) 渡辺洋三「法社会学と法解釈学(一九五九年)一〇頁以下参照。

(4) 横山晃一郎「刑法解釈についての覚書——法解釈論争と刑法学——」名古屋大学・法政論集七〇号(一九七七年)一四頁、一五頁参照。

(5) 横山晃一郎「刑事訴訟法講義の方法と課題(1)」法学セミナー四〇二号(一九八八年)七四頁、横山晃一郎「刑事訴訟法講義の方法と課題(2)」法学セミナー四〇三号(一九八八年)一〇一頁、横山晃一郎・刑事訴訟法の解釈(一九六五年)一八頁参照。

(6) 横山晃一郎・注5文献(2)・法学セミナー四〇三号一〇〇頁参照。なお、横山晃一郎氏の見解については、宗岡嗣郎・法と実存(一九九六年)六六〇八二頁、内田博文「刑法の弁証法的解釈について」横山晃一郎先生追悼論文集・市民社会と刑事法の交錯(一九九七年)一頁以下(内田博文・刑法学における歴史研究の意義と方法・一九九七年・一五頁以下に収録)参照。

(7) 阿部純二「刑法解釈の客観性についての一試論」平場安治博士還暦祝賀・現代の刑事法学(山)(一九七七年)三〇頁、三六〇三七頁参照。

(8) 阿部純二・注7文献・三〇〇四八頁参照。

(9) 阿部純二「刑法の解釈」中山研一〓西原春夫〓藤木英雄〓宮澤浩一編・現代刑法講座第一巻・刑法の基礎理論(一九七七年)一一〇頁。

(10) 阿部純二・注9文献・一一五頁。

(11) 阿部純二・注9文献・一一六頁。

(12) 阿部純二・注9文献・一一八頁。

(13) 阿部純二・注9文献・一一九頁。

(14) 阿部純二・注9文献・一一八頁。

(15) 阿部純二・注9文献・一一八頁。

(16) 阿部純二・注7文献・四一頁。

(17) 阿部純二・注7文献・四八頁。

(18) 町野朔・刑法総論講義案I(第二版・一九九五年)三三三頁参照。

(19) 町野朔・注18文献・六九頁参照。

(20) 町野朔・注18文献・七二〇七三頁参照。

(21) 町野朔・注18文献・七三〇七四頁。

(22) 町野朔「刑法の解釈」町野朔〓堀内捷三〓西田典之〓前田雅英〓林幹人〓林美月子〓山口厚・考える刑法(一九八六年)一三三頁。



- (23) 町野朔・注18文献・六九頁、七三〜七四頁参照。なお、町野朔・注22文献・一四頁、町野朔・刑法総論講義案I（初版・一九九〇年）六五〜六六頁、六九〜七〇頁も参照。
- (24) 町野朔・注22文献・一六頁。
- (25) 町野朔・注22文献・二三頁参照。
- (26) 前田雅英・刑法総論講義（第三版・一九九八年）八四〜八五頁参照。
- (27) 前田雅英・注26文献・八五〜八六頁参照。
- (28) 前田雅英氏は、次のようにも論述している。すなわち、「私は、許容し得る解釈の限界は、実質的正当性（処罰の必要性）に比例し、言葉の中心的（本来的）意味からの距離に反比例すると思うのです。そして、その行為を処罰することに伴い論理的に処罰せざるを得なくなる領域が存在しますので、その領域に存在する事案を処罰することのデメリットも衡量して結論を導く必要があるかと思えます。そして、これらを客観化・明確化するため、犯罪理論の『体系性』が要請されるのです。」（前田雅英・現代社会と実質的犯罪論・一九九二年・三〇頁）と。
- (29) 大谷實∥前田雅英・エキサイティング刑法総論（一九九九年）二二頁。
- (30) 前田雅英・注26文献・八六頁。
- (31) 伊東研祐「刑法の解釈」阿部純二∥板倉宏∥内田文昭∥香川達夫∥川端宏∥曾根威彦編・刑法基本講座第一巻・基礎理論／刑罰論（一九九二年）五四頁参照。
- (32) 伊東研祐・注31文献・五四〜五五頁参照。
- (33) 伊東研祐・注31文献・五五頁参照。
- (34) 伊東研祐・注31文献・五九頁参照。

### 3 若干の検討

#### (1) 厳格解釈と目的論的解釈の関係

##### ① 三つの傾向 「厳格解釈の要請、類推禁止の要請」と「目的論的解釈、実質的解釈」との関係をどのよう

に考えるかという観点からみた場合、大別して、次の三つの傾向を措定することができるように思われる。

第一は、「厳格解釈志向型」とでも称すべき傾向で、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を堅持することを基本とし、刑法解釈が他の法分野における法解釈と異なることの異質性・特殊性を強調するものであり、したがって、目的論的解釈、実質的解釈に対し慎重な姿勢を示すものである。ただ、この傾向の見解にあっても、刑法の解釈において目的論的解釈、実質的解釈がなされるべきことを否定するものではなく、厳格解釈の要請、類推禁止の要請により解釈幅に枠組みをはめ、その枠内で目的論的解釈、実質的解釈を行っていくという構造が採られているのである。

これに対し、第二は、「実質的解釈志向型」とでも称すべき傾向で、厳格解釈志向型とは逆に、目的論的解釈、実質的解釈を重視することを基本とし、刑法解釈が他の法分野における法解釈と同様であることの共通性・同質性を強調するものであり、したがって、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を軽視するものである。ただ、この傾向の見解にあっても、刑法の解釈において厳格解釈の要請、類推禁止の要請を完全に否定し去るものではなく、きわめて縮減された範囲でその要請を機能させようとするのである。

そして、第三は、「調整志向型」とでも称すべき傾向で、厳格解釈志向型と実質的解釈志向型との中間に位置し、刑法解釈と他の法分野における法解釈との共通性・同質性を承認しながらも、厳格解釈の要請、類推禁止の要請をも尊重し、目的論的解釈、実質的解釈との調整を採求するものである。この傾向の見解は、先の厳格解釈志向型や実質的解釈志向型と異なり、「厳格解釈の要請、類推禁止の要請」と「目的論的解釈、実質的解釈」のいずれかを優先させるという思考方法は採らず、双方を同一レベルにおいて調整するという思考方法を採ろうとするのである。

これら三つの傾向の中で、厳格解釈志向型が刑法解釈の「特殊性」を最も鮮明に表現することになるのは疑いがな

② 各論者の傾向 私見によれば、先に考察した各論者の見解のうち、横山晃一郎氏、町野朔氏および伊東研祐氏の見解は厳格解釈志向型に配属することができ、中武靖夫氏および阿部純二氏の見解は実質的解釈志向型に配属することができ、そして、前田雅英氏の見解は調整志向型に配属することができるように思われる。

横山晃一郎氏の見解は、先に指摘したように、刑法解釈の「特殊性」を完全に拒絶して厳格解釈の要請、類推禁止の要請を否定していると解することはできない。むしろ、横山晃一郎氏は、「立法と解釈に一線を引き法適用者に遡及効をもつ法定立の権限を認めないという建前を建前どおり承認するなら、文理にある、ないという規準で『法』解釈の正しさを考える用語法は十分その正当性を主張する権利をもつ」のであり、「法解釈の正しさを問う局面」というのは、推論の過程、すなわち文理からの解釈論展開過程に論理上誤りのない二つ以上の法命題が考えられる場合、ということになります<sup>(1)</sup>と論述している。この論述からすると、氏の場合、法解釈の「正しさ」・「科学性」を問う資格のあるのは、「文理からの解釈論展開過程に論理上誤りのない」法解釈ということになる。それゆえ、横山晃一郎氏の見解は、厳格解釈の要請、類推禁止の要請を堅持することを基本とする厳格解釈志向型に配属することができるように思われる。

また、町野朔氏の見解も、厳格解釈志向型に配属できるように思われる。というのも、町野朔氏もまた目的論的解釈の不可避性を認めるのであるが、それは、文理解釈、体系的解釈あるいは主観的解釈を経て後に採られるべき解釈方法論であるとされているように思われるからである<sup>(2)</sup>。しかも、氏自身、「罪刑法定主義の堅持によって、恣意的な刑罰権の行使から国民を保護するという目的は最優先されなければならないから、法の文理を超えて行為の処罰を導く解釈は認められない<sup>(3)</sup>」、「その言葉について国民の予測の及ばない逸脱した解釈は、絶対的に許容しえない<sup>(4)</sup>」と明確に論述しているからである。その意味で、町野朔氏にあっては、「罪刑法定主義の堅持」→厳格解釈の要請、類推禁止

の要請の重視→文理解釈・体系的解釈・主観的解釈の枠内における目的論的解釈、実質的解釈」という解釈方法論が構造化されていることは明らかであろう。

伊東研祐氏の見解も、すでに考察したことから明らかのように、町野朔氏と同じく、「形式的枠組みの中での実質的価値判断」の解釈構造を提示しており、厳格解釈志向型に配属できよう。

これに対し、中武靖夫氏の見解は、刑法の解釈にとどまらず、法解釈一般を分析の対象としており、刑法解釈の「特殊性」は考察の対象とはなっていない。むしろ、中武靖夫氏の場合、「法規範は、その内容として立法者の価値判断の論理的定着であり、法の解釈は、これを手がかりとして、具体的事件に適用される具体的法を創造する実践的行為であるとするれば、法解釈の主観性は、否定することのできない結論とならざるを得ない<sup>(5)</sup>」という認識が示されており、刑法解釈と他の法分野における法解釈との共通性・同質性が積極的に承認されているように思われる。中武靖夫氏の見解において、もし刑法解釈の「特殊性」を位置づけるとしたら、「現在の法秩序の範囲内における法的価値を基準とする具体的妥当性・目的合理性」を追求する「微視的判断」においてということになる。しかし、中武靖夫氏は、「法の解釈は、現実の市民社会における規定原理として価値体系の分裂を認めなければならず、それに伴って同一の法規をめぐって、複数の解釈が成立し、その意味で、主観的、相対的ではあるが、それは常に歴史法則の指向する方向に従って、統一、調和を目指して相互の戦いを繰り返すものである<sup>(6)</sup>」と論述しており、これをみると、氏にとって、厳格解釈の要請、類推禁止の要請も相対的な意味しかなく、むしろ重要なのは、「歴史法則の指向する方向に従った価値体系の闘争、価値判断の闘い」であるように思われるのである。その意味で、中武靖夫氏の見解は、実質的解釈志向型に配属することができよう。

また、阿部純二氏の見解は、すでに考察したように、きわめて縮減された範囲で刑法解釈の「特殊性」を認める見

解といえよう。阿部純二氏にとって、罪刑法定主義による厳格解釈の要請、類推禁止の要請は、「すべての解釈上の結論は法規に根拠を有すべきこと、ないしは結論が法規から引き出されたことが十分に理由づけらるべきこと」という意味しかないものであり、したがって、「法律の欠缺があっても慣習法や条理による補充は許されない」こと、または、「法規にまったく根拠を有しない自由な法発見は許されない」ことを意味するのである。<sup>(7)</sup> 阿部純二氏の見解の場合、刑法の解釈もまた、個別法規や法全体の目的よる制約を受ける限りで無限に広がることはないけれども、およそ刑罰法規に根拠を有し、方法的に適切に導かれた法解釈の結論はすべて一定の「合理性」・「説得力」が担保されるのであり、そして、その後の討論によって、その「正しさ」・「高度の客観性」が獲得されることになるのである。その意味で、阿部純二氏の見解も、実質的解釈志向型に配属できるように思われる。

なお、前田雅英氏の見解は、「厳格解釈の要請、類推禁止の要請」と「目的論的解釈、実質的解釈」の双方を同一レベルにおいて調整する思考方法を採用する点で、調整志向型に配属できよう。前田雅英氏の次のような論述は、この点を端的に表現するものである。すなわち、「許容し得る解釈の限界は、実質的正当性（処罰の必要性）に比例し、言葉の中心的（本来的）意味からの距離に反比例する」<sup>(8)</sup>、さらに、「解釈の許容範囲の判断には、その点（法文の語義からの距離——括弧内引用者）に加えて保護法益や処罰の必要性との衡量が必要である。決して、国民の予測可能性の大小のみで構成要件の外延が定まるわけではない。『解釈の実質的許容範囲は、実質的正当性（処罰の必要性）に比例し、法文の通常の語義からの距離に反比例する』という基準で判定せざるを得ない。」<sup>(9)</sup> という論述がそれである。

ここでは、「厳格解釈の要請、類推禁止の要請」を表現するものとして、「言葉の中心的（本来的）意味からの距離」・「法文の通常の語義からの距離」の要素が考慮され、「目的論的解釈、実質的解釈」を表現するものとして、「実質的正当性（処罰の必要性）」・「保護法益や処罰の必要性」の要素が考慮されており、双方が同一レベルで衡量されているのである。

## (2) 価値基準論と解釈方法論

① 二つのアプローチ 刑法解釈において、法解釈の結論の「客観性」・「正当性」はどのように判断されるべきなのかに関し、大別して二つのアプローチがあるように思われる。

その一つは、客観的で正当な「価値基準」を探求し、その価値基準に合致するか否かによって「客観性」・「正当性」を判断しようとするアプローチである。このアプローチは、法解釈の結論がその依って立つ価値体系・価値基準に合致し、即応しているかどうかによって「客観性」・「正当性」を判断しようとするものである。ここでは、このアプローチを「基準論的アプローチ」と称しておく。このアプローチもさらに、その「価値基準」を唯一・絶対的な存在として観念するか、それとも複数・相対的な存在として観念するかによって、二つに分けることができる。前者を「絶対的基準説」、後者を「相対的基準説」と称しておく。

これに対し、いま一つは、客観的で正当な「方法基準」を探求し、その方法基準に合致するか否かによって「客観性」・「正当性」を判断しようとするアプローチである。このアプローチは、法解釈がなされる際の方法、および法解釈の結論を検証する方法を定立することによって、「客観性」・「正当性」を担保しようとするものである。ここでは、このアプローチを「方法的アプローチ」と称しておく。このアプローチもさらに、その「方法基準」を、法解釈そのものが行われる際の方法論としてのみ展開するのか、それとも、それにとどまらず、法解釈の結論を相互に批判的に検証する方法論としても展開するのかによって、二つに分けることができる。前者を「解釈的方法論」、後者を「検証的方法論」と称しておく。もちろん、「解釈的方法論」と「検証的方法論」は二者択一の見解ではなく、いわば「解釈的・検証的方法論」として両者を併用した考え方もありうる。

② 各論者の立場　まず中武靖夫氏の見解は、(即断はできないが)「基準論的アプローチ」においては「相対的基準説」に分類できるように思われる。そして、「方法論的アプローチ」においては、「巨視的判断」と「微視的判断」との調和・統一を目指す努力を課題として設定することによって、「解釈的方法論」が志向されているように思われる。

いずれにしても、横山晃一郎氏の見解は、「基準論的アプローチ」においては「相対的基準説」が表明されており、また、「方法論的アプローチ」においては、(詳細な展開はなされていないが)「解釈的・検証的方法論」が意識されているように思われる。

阿部純二氏の見解の場合、「基準論的アプローチ」においては「相対的基準説」が、「方法論的アプローチ」においては、「解釈的方法論」が意識されているといえよう。

町野朔氏の見解は、「基準論的アプローチ」においては、明確に「相対的基準説」が表明されており、「方法論的アプローチ」においては、「解釈的方法論」が意識されている。

前田雅英氏の場合、「基準論的アプローチ」においては「相対的基準説」に立脚していると思われるが、この点は言及されていないので想像するしかない。前田雅英氏としては、むしろ、関心は「方法論的アプローチ」にあるのであり、特に「解釈的方法論」が強く意識されているように思われる。

さらに、伊東研祐氏の見解の場合も、「基準論的アプローチ」よりも「方法論的アプローチ」に重点がおかれている。その意味で、「基準論的アプローチ」においては「相対的基準説」に立脚していると想像されるのであるが、伊東研祐氏の見解においては、「解釈的方法論」とともに「検証的方法論」が強く意識されている点が特徴である。

### (3) 刑法解釈の主観性の克服

① 方法論的アプローチ　先にみたように、各論者の見解はいずれも、「刑法の解釈はいくつか存在する価値体系の一つを選択し、それに従って具体的な価値判断を下す主観的・実質的な価値判断であり、法解釈の複数の成立可能性は否定できない」ことを前提としており、刑法解釈が主観的な実質的な価値判断であること、したがって、複数の解釈が存在可能であることを承認している。問題は、そうした刑法解釈の「主観性」を克服し、「客観的な」・「正当な」法解釈を探求するにはどうすべきかである。

この点に関し、右にみた各論者の傾向としては、「基準論的アプローチ」においては「相対的基準説」に立脚し、「方法論的アプローチ」において法解釈の「主観性」克服しようする傾向が強いのである。

以下、こうした視点から、刑法解釈の主観性の克服に関する各論者の考え方をみていきたい。

② 各論者の見解　まず中武靖夫氏の見解では、法解釈者の実践的課題として「巨視的判断」と「微視的判断」との統一・調和が要請されているにとどまっている。氏によると、一方で「微視的判断」においては、個々具体的な法律問題の解決のためになされる法的価値判断が、現存の法秩序の範囲において、現在の法的価値を基準として「具体的妥当性」・「目的合理性」を有し、「世間一般を納得させる」ことができなければならないと同時に、他方で「巨視的判断」においては、「歴史法則の指向する方向」を見極め、「どれが最後の勝利をおさめ、正しい価値体系として正邪の区別の一義的な基準となるか」を見通すため、歴史的社会的分析、新秩序の中に芽生えた社会的な規範意識(新しいイデオロギーや価値観)の捕捉、古いイデオロギーへの批判的態度、法的価値判断が全法秩序の発展に占める地位の把握などが必要であり、法解釈者は、「巨視的判断」と「微視的判断」との調和・統一を目指す努力を怠ってはならない、とするのである。

次に、横山晃一郎氏の見解においては、「文理からの解釈論展開過程に論理上誤りのない法命題」は、具体的に妥

当な解決を共に求めあっている人々の間では、たとえ価値体系を異にしても、「正しい法の解釈」たる資格を有するのであり、法を社会統制の技術とみ、問題の事象に対する法的規整の必要を承認した者の間においては、具体的な法解釈は、価値判断を含みながらもなお事実関係の妥当な処理を目指す仮説の提唱という一面を失わない限りで科学性をもちうる。そして、そのような法解釈の仮説の「正しさ」は、一定の解釈が権力的解釈に高められた場合に、それが事象の処理にどの程度有効であったか、また、仮説のままにとどまり、現実による検証を経なかった場合には、権力的解釈にまで高められた他の仮説の有効性に関する考察の対比においてその「正しさ」が測定されることになる、とするのである。つまり、横山晃一郎氏の見解にあつては、法解釈の「正しさ」は、「文理解釈の展開過程に論理上誤りのない法命題」について語ることででき、しかも、その法解釈が具体的事象の処理にどの程度有効であったかによって判断されることになるのである。

これに対し、阿部純二氏の見解にあつては、法解釈の主観性への対応は解釈方法論に集約されている。すなわち、氏の見解によると、適切な解釈方法によってコントロールされ、導かれた法解釈の結論こそが、「客観性」を有する前提であり、法解釈上の結論が一定の解釈方法に従って導かれたときに、一定の「客観性」が担保されるが、さらに、その後の討論によってその「正しさ」が一般的に承認されることによって、法解釈の結論は高度の「客観性」を獲得することになる、とするのである。

町野朔氏は、自然科学の命題におけるような意味での、法解釈の「正当性」・「客観性」には懐疑的であり、むしろ、法解釈の「妥当性」・「合理性」を規準とする。氏によれば、ある法解釈が、「法規の解釈として根拠付ける方法が論理的であること」、「法解釈のもたらす利益・不利益のバランスが合理的にとれていること」が、「妥当な解釈」、説得力ある解釈の条件であり、それは、当該解釈の理由付け、そこから解釈を導く論理、解釈の及ぼす波及的效果などの

諸要素が総合されて生ずる、とするのである。

刑法解釈の主観性への対応に関し、法解釈の「正当性」・「客観性」よりも、法解釈の「実質的許容性」に焦点を当てて論じるのは、前田雅英氏である。氏によると、解釈の実質的許容範囲は、実質的正当性（処罰の必要性）に比例し、法文の通常の語義からの距離に反比例するので、結局、解釈の許容範囲の判断には、言葉の本来の意味（核心部分）からの距離と、処罰の必要性との衡量が必要である、とするのである。そして、実質的許容性の範囲にある刑法解釈の実質的正当性を客観化するために、「イ犯罪論の体系化、ロ保護法益の分析、ハ社会的必要性の検討等がなされる」として、解釈方法論的な意味での「正当性」を探求しているのである。

伊東研祐氏は、「解釈方法論の精緻化」の側面と、「相互批判的な検証」の側面とにおいて、「より妥当な解釈」・「より客観的な解釈」を獲得すべきことが提起されている。すなわち、伊東研祐氏は、「解釈方法論の精緻化」の側面において、まず、文理解釈・体系解釈によっていくつかの規範的意味内容の選択肢が示され、次に、実質的な価値判断的な作業である目的論的解釈がなされるという解釈構造論を提示しており、また、「相互批判的な検証」の側面においては、各解釈者はそれぞれの採った序列・優劣判断と選択肢の取捨の論理等々を明らかにすることによって法解釈の透明性・可視性を保証するとともに、各選択肢の直接的な論理的帰結の分析・比較対照、当該選択肢と従前の解釈との連続性、関連法規の体系・解釈への影響、当該選択肢の社会的効果・社会的機能の分析などを考慮しながら相互に批判的に検証し合うことが必要である、と指摘している。ここでは、法解釈の「正当性」・「客観性」そのもの、あるいはその基準よりも、法解釈の方法論および検証方法論に重点がおかれているのである。

以上のように、各論者の関心は、「基準論的アプローチ」よりも「方法論的アプローチ」に向いており、「解釈的方法論」あるいは「検証的方法論」が志向されていることは明らかである。

- (1) 横山晃一郎「刑事訴訟法講義の方法と課題(2)」法学セミナー四〇三号(一九八八年)一〇〇頁参照。
- (2) 町野朔・刑法総論講義案I(第二版・一九九五年)六九頁参照。
- (3) 町野朔・注2文献・六九頁。
- (4) 町野朔・注2文献・七三頁。
- (5) 中武靖夫「法解釈の主観性」阪大法学四〇〇四一号(一九六二年)八一頁。
- (6) 中武靖夫・注10文献・八六頁。
- (7) 阿部純二「刑法の解釈」中山研一||西原春夫||藤木英雄||宮澤浩一編・現代刑法講座第一巻・刑法の基礎理論(一九七七年)一一八頁参照。
- (8) 前田雅英・現代社会と実質的犯罪論(一九九二年)三〇頁。
- (9) 前田雅英・刑法総論講義(第三版・一九九八年)八五頁。
- (10) 横山晃一郎氏自身、自らの法解釈においては「絶対的基準説」を志向していたと解することは十分に考えられる。しかし、それは、氏の論述では表明されていない。この点について、宗岡嗣郎氏・法と実存(一九九六年)六八頁、七二頁以下参照。

## 【追記3】

本稿(1)(東亜大学・研究論叢二二巻二号・一九九七年・四三頁以下)四九〇五六頁掲記の「主要文献表」、本稿(2)(東亜大学・研究論叢二二巻一号・一九九七年・四七頁以下)七五〇七六頁掲記の【追記】、および、本稿(3)(東亜大学・研究論叢二三巻一号・一九九八年・一頁以下)二二〇二六頁掲記の【追記2】に以下の文献を追加する。

## 《一九八〇年代》

- 米沢 明「法の解釈と適用」ジュリスト七七八号(一九八二年)  
 加藤一郎「立法と法の解釈」愛知学院大学・法学研究二六巻三号(一九八三年)  
 星野英一「日本の民法解釈学」早稲田法学五八巻三号(一九八三年)

甲斐道太郎「裁判官の法解釈と判例の機能」法学セミナー増刊・総合特集シリーズ27(一九八四年)  
 阿部純二「法の解釈論その後」判例タイムズ五四〇号(一九八五年)  
 田村志緒理『法の歴史性』の二つの視点——法の存在論と解釈学的法理論」早稲田法学会誌三五号(一九八五年)

長谷部恭男「ミシェル・トロベールの法解釈理論」学習院大学法学部研究年報二〇号(一九八五年)  
 中村哲也「認識・評価峻別論と法解釈学」新潟大学・法政理論一八巻一号(一九八五年)

浦部法穂「憲法解釈における利益衡量論」憲法の争点〈新版〉(一九八五年)  
 松坂佐一・民法解釈の基本問題(一九八五年)

増田 豊「ネオ・客観的解釈論についてのデアグノーゼ」明治大学・法律論叢五八巻三号(一九八六年)  
 増田 豊「主観的・歴史的解釈論の語用論的ヴァージョン」明治大学・法律論叢五八巻六号(一九八六年)

増田 豊「ギュンター・シュトラーターテンヴェルト『解釈理論の抗争について』」明治大学・法律論叢五八巻六号(一九八六年)

星野英一・民法論集五巻(一九八六年)  
 和田正明「法律解釈と常識」関東学園大学・大学院紀要四号(一九八六年)

星野英一「民法解釈をめぐる論争についての中間的覚書」四宮和夫先生古稀記念論文集・民法・信託法理論の展開(一九八六年)  
 渥美東洋「法の厳格な運用と柔軟な運用」司法研修所論集七八号(一九八七年)

楠本 孝「刑法解釈における法規拘束性と正当性の諸問題」中央大学・大学院研究年報〔法学研究科篇〕一六巻一号(2)(一九八七年)  
 河上和雄「法律解釈の柔軟性・発展性」月刊警察五巻六号(一九八七年)

水本 浩「利益衡量と法規との調整をどうつけるべきか」受験新報三八巻三号(一九八八年)  
 川添 誠「法規と理解——法規の解釈と適用に対する哲学的解釈学からの帰結——」明治大学大学院紀要二六集(一九八八年)

石部雅亮・近代私法学の形成と現代法理論(一九八八年)……特に一五七頁以下  
 増田 豊「刑罰法規の主観的・目的論的解釈——フライの所説をめぐって——」明治大学・法律論叢六〇巻四||五号(一九八八年)

法の解釈と利益衡量的思考方法(4)(関 哲夫)







村上淳一「『法の解釈』と『構成主義』」桐蔭法学六卷一号（一九九九年）7

大谷實二前田雅英・エキサイティング刑法総論（一九九九年）……特に一二頁以下

《二〇〇〇年代》

蔡 秋雄「限界的解釈と解釈的限界——中華人民共和国憲法と日本国憲法とを素材として——」二松学舎大学国際政経論集八号（二〇〇〇年）

植野妙実子「基本に学ぶ憲法(1)憲法解釈について」法学セミナー四五巻四号（二〇〇〇年）

笹本幸祐「現実と法の衡量——現実と法解釈との整合性——」法学セミナー四五巻五号（二〇〇〇年）

角田篤泰「研究ノート・法解釈論の知識工学的アプローチ——平井宣雄『良い法律論』の形式論的分析と代理権濫用論の適用」北大法学論集五一巻二号（二〇〇〇年）

吉田邦彦・民法解釈と揺れ動く所有論（二〇〇〇年）

碧海純一・新版法哲学概論（全訂第二版補正版・二〇〇〇年）

松澤 伸・機能主義刑法学の理論（二〇〇一年）

伊東研祐二金 尚均二齋野彦弥「特集・現代社会における刑法の機能と犯罪論の新展開」刑法雑誌四〇巻二号（二〇〇一年）

香川達夫「一つの解釈論」廣瀬健二二多田辰也編・田宮裕博士追悼論集上巻（二〇〇一年）

〔注記〕本稿は、前任校・東亜大学の『研究論叢』二二巻二号（一九九七年）、二三巻一号（一九九七年）、二四巻一号（一九九八年）に掲載した論稿の続稿である。本務校変更のゆえにこうした収載の形になったものであり、読者にはご了解をお願いしたい。